

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例

(昭和51年7月23日 条例第5号)

改正 昭和51年12月14日 条例第9号
昭和52年12月15日 条例第4号
昭和53年12月14日 条例第5号
昭和54年12月15日 条例第1号
昭和55年12月15日 条例第5号
昭和56年6月27日 条例第4号
昭和57年3月27日 条例第1号
昭和57年9月30日 条例第4号
昭和59年3月29日 条例第1号
昭和59年3月29日 条例第2号
昭和60年3月28日 条例第1号
昭和60年6月28日 条例第5号
昭和61年3月28日 条例第1号
昭和61年9月27日 条例第3号
昭和61年9月27日 条例第4号
昭和61年12月22日 条例第5号
昭和62年3月31日 条例第1号
昭和62年12月23日 条例第5号
昭和63年12月22日 条例第4号
平成元年3月30日 条例第3号
平成元年12月22日 条例第5号
平成2年12月25日 条例第5号
平成3年12月25日 条例第4号
平成4年3月26日 条例第3号
平成4年12月24日 条例第4号
平成4年12月25日 条例第5号
平成5年3月25日 条例第1号
平成5年12月24日 条例第3号
平成6年3月30日 条例第1号
平成6年12月22日 条例第5号

平成7年3月29日 条例第1号
平成7年12月26日 条例第2号
平成8年3月28日 条例第1号
平成8年12月24日 条例第7号
平成9年12月25日 条例第1号
平成10年12月22日 条例第3号
平成11年12月22日 条例第3号
平成12年12月19日 条例第3号
平成13年3月27日 条例第1号
平成13年12月20日 条例第4号
平成14年12月19日 条例第3号
平成15年11月27日 条例第2号
平成16年3月29日 条例第1号
平成17年3月28日 条例第2号
平成17年11月24日 条例第4号
平成18年3月31日 条例第2号
平成19年3月30日 条例第2号
平成19年12月17日 条例第4号
平成21年3月26日 条例第1号
平成21年5月29日 条例第3号
平成21年12月1日 条例第6号
平成22年3月31日 条例第2号
平成22年12月1日 条例第6号
平成23年12月1日 条例第1号
平成25年3月28日 条例第2号
平成25年9月30日 条例第4号
平成26年12月3日 条例第2号
平成28年3月31日 条例第2号
平成28年3月31日 条例第4号
平成28年12月22日 条例第5号
平成29年3月31日 条例第1号
平成30年3月5日 条例第1号
平成30年3月29日 条例第3号

平成30年12月27日 条例第4号

令和元年10月28日 条例第1号

令和元年12月3日 条例第2号

令和元年12月27日 条例第4号

令和2年11月30日 条例第1号

令和2年12月24日 条例第2号

令和3年11月30日 条例第3号

令和3年12月24日 条例第4号

令和4年12月26日 条例第4号

令和4年12月26日 条例第5号

令和5年12月20日 条例第2号

令和6年3月27日 条例第3号

令和6年12月19日 条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定により職員の給料、報酬及び手当の額、支給方法その他の必要な事項について定める。

(給料)

第2条 給料は、秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和51年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第6号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

2 公務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

(給与の支払)

第3条 この条例に基づく給与は、他の法令に規定する場合を除くほか、通貨で直接職員（職員が死亡した場合には規則で定める順位によりその者の遺族）に支払わなければならない。この場合において、職員の申出に基づき、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれの給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表（1） （別表第1）

(2) 行政職給料表（2） （別表第2）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合いに基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第3のとおりとする。

3 別表第3に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度合いが同程度の職務の内容及び同号に規定のない職務の内容は、それぞれの職務の級に分類して規則で定める。

（初任給及び昇給の基準等）

第5条 職員の属すべき職務の級は、前条第2項及び第3項の規定に基づく分類の基準に従い、かつ、予算の範囲内で組合長が決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、他の職員との均衡を考慮して組合長が決定する。

3 前2項の規定により職員の職務の級又は号給を決定する場合においては、学歴、免許等の資格、年齢、公務員としての経験年数、民間経歴等を考慮しなければならない。

4 職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合の号給は、移動前にその者が受けていた給料月額を基準として組合長が決定する。

5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前の1年間（始期及び終期は、規則で定める。）におけるその者の人事評価の結果に応じて、行うものとする。

6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもののうち、規則で定める職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては、3号給）とすることを基準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 第5項に規定する日において55歳以上である職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもののうち、規則で定める職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては、3号給）」とあるのは「2号給」とする。

- 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 10 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給について必要な事項は、規則で定める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料)

第5条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、その定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表に掲げる給料月額のうち、その定年前再任用短時間勤務職員の職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の支給方法)

- 第6条 給料の計算期間は月の初日から末日までとし、その支給日は毎月16日（その日が土曜日若しくは日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日）とする。ただし、組合長が必要と認める場合は、支給日を繰り上げることができる。
- 2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
 - 3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給し、職員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の給料の全額を支給する。
 - 4 前2項の規定により給料を支給する場合であつて、その月の初日から支給しないとき、又はその月の末日までは支給しないときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間等条例第6条に規定する週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによつて算出する。

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主として職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある

者を含む。以下同じ。)

- (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
- (3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
- (4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- (6) 心身に著しい障害のある者

3 扶養手当の月額、次に定めるとおりとする。

- (1) 前項第 2 号に規定する扶養親族 1 名につき 10,000 円
- (2) 前号以外の扶養親族 1 名につき 6,500 円。

4 前項の規定にかかわらず、扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるものがある場合における扶養手当の月額は、その子 1 名につき 5,000 円を同項の規定による額に加算した額とする。

5 扶養手当の支給の開始月、支給方法等については、規則で定める。

第 8 条 削除

(地域手当)

第 8 条の 2 民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して職員に地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に 100 分の 6 を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第 8 条の 3 職員には、月額 29,600 円を超えない範囲内において住居手当を支給する。

2 住居手当の額、支給の開始月、支給方法等については、規則で定める。

(通勤手当)

第 9 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常とする職員で規則で定めるもの
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で組合長が認めるもの（以下「交通用具」という。）を使用することを常とする職員で規則で定めるもの
- 2 前項に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、交通機関等の利用にあっては運賃等の額に相当する額とし、交通用具の使用にあっては月額 24,400

0円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

3 職員が出張、休暇、欠勤その他の理由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたり通勤しない場合は、その月の通勤手当は、支給しない。

4 通勤手当の額、支給の開始月、支給方法等については、規則で定める。

(在宅勤務等手当)

第9条の2 住居その他これに準じるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命じられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 在宅勤務等手当の支給の開始月、支給方法等については、規則で定める。

(特殊勤務手当)

第10条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に条例で定める。

(給与の減額)

第11条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務をしないことについて組合長の承認があった場合（勤務時間等条例第12条の2の規定による介護休暇及び勤務時間等条例第12条の3の規定による介護時間の承認並びに勤務時間等条例第13条の規定による組合休暇の許可を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第12条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間を超えてした勤務（以下「時間外勤務」という。）の全時間に対して、勤務1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（時間外勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、その割合に100分の25を加えた割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支

給する。

- 2 定年前再任用短時間勤務職員が正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における時間外勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。
- 3 第1項の場合において、時間外勤務が規則で定める日の勤務に当たるときは、その時間外勤務の全時間に対して、勤務1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を加算することができる。
- 4 第1項に規定する規則で定める割合は、次に掲げる区分に応じて定めるものとする。
 - (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第3号において同じ。）の時間外勤務（同号に定めるものを除く。）
 - (2) 週休日又は次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日における時間外勤務（次号に定めるものを除く。）
 - (3) 正規の勤務時間が割り振られた日の時間外勤務に係る勤務時間と週休日又は次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日における時間外勤務に係る勤務時間とを合計した勤務時間のうち、1か月につき60時間を超える時間に係る時間外勤務（勤務時間等条例第6条の3第1項の規定により代替休として指定された日又は時間に係る時間外勤務を除く。）
- 5 第1項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第6条の2の規定による勤務時間の割振りにより割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員には、その超えて勤務した時間のうち規則で定める時間に対して、勤務1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

- 第13条 職員には、正規の勤務日が勤務時間等条例第7条に規定する祝日法等による休日又は年末年始の休日（以下第25条第2項を除き「休日」という。）に当たっても正規の給与を支給する。

- 2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、時間外勤務については、休日勤務手当は支給しない。
- 3 前条第3項の規定は、前項の勤務が規則で定める日の勤務に当たる場合に準用する。

(夜間勤務手当)

第14条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額)

第15条 第11条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間として規則で定める時間数で除した額とする。

(管理職手当)

第15条の2 管理監督の職にある職員のうち、規則で定める職にあるものには、その勤務の特殊性に基づき管理職手当を支給する。

- 2 前項に規定する手当の額は、規則で定める。
- 3 第1項の規定により管理職手当を支給される職員には、第12条第1項及び第5項、第13条第2項並びに第14条の規定は、適用しない。

第16条 削除

(期末手当)

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条まで、第31条及び第32条においてこれらの日をそれぞれ「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの支給は、基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125（特定管理職員にあっては、100分の105を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 か月	1 0 0 分の 1 0 0
5 か月以上 6 か月未満	1 0 0 分の 8 0
3 か月以上 5 か月未満	1 0 0 分の 6 0
3 か月未満	1 0 0 分の 3 0

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 0」とする。

4 第 2 項の期末手当基礎額は、基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 前項の規定にかかわらず、職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員については、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 1 0 0 分の 2 0 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

6 第 2 項の規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第 1 7 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、それぞれの各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日からその基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 2 9 条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日からその基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 2 8 条第 4 項の規定により失職した職員

(3) 基準日前 1 か月以内又は基準日からその基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日からその支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（その処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第 1 7 条の 3 組合長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員でその支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、その期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日からその支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（その起訴に係る犯罪について

禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 離職した日からその支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思われるに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生じると認めるとき。
- 2 組合長は、前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面でその一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、その一時差止処分後の事情の変化を理由に、その一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 4 組合長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかにその一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者がその一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、その一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 5 前項の規定は、組合長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとしてその一時差止処分を取り消すことを妨げるものでない。
- 6 組合長は、一時差止処分を行う場合は、その一時差止処分を受けるべき者

に対し、その一時差止処分の際、一時差止処分の理由を記載した説明書を交付しなければならない。

- 7 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し基準日以前6か月以内の期間におけるその者の人事評価に応じて支給する。これらの支給は、基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれの各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 その職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 その職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 第17条第5項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条の2中「前条第1項」とあるのは「第18条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第18条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

(期末手当及び勤勉手当の額の特例)

第18条の2 第17条及び前条に規定する期末手当及び勤勉手当については、それぞれの規定にかかわらず、予算の範囲内においてその額を超えて支給す

ることができる。

（期末手当及び勤勉手当の支給期日）

第18条の3 期末手当及び勤勉手当の支給日は、その都度組合長が定める。

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第18条の4 第7条及び第8条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（臨時的に任用される職員等の給与）

第18条の5 臨時的に任用される職員及び常勤を要しない職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）については、別に定めるところにより給与を支給する。

（休職者の給与）

第19条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80の額を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80の額を支給することができる。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内の額を支給することができる。

5 第2項又は第3項に規定する職員がそれぞれの各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、その支給日に同条の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第17条の2及び第17条の3の規定を準用する。この場合において、第17条の2中

「前条第1項」とあるのは「第19条第5項」と読み替えるものとする。

7 法第55条の2第5項の規定により休職にされた職員には、その休職期間中、いかなる給与も支給しない。

(給与からの控除)

第20条 組合長は、職員に給与を支給する際、その給与から次に掲げるものを控除することができる。

- (1) 職員互助会及び秦野市伊勢原市環境衛生組合職員労働組合（以下次号において「互助会等」という。）が定期的に徴収する会費及び組合費
- (2) 互助会等の団体契約に係る生命保険等の保険料
- (3) 神奈川県市町村職員共済組合の貸付金の返済金及び利息並びに神奈川県市町村職員共済組合の共済貯金

(会計年度任用職員の給与)

第21条 第2条から前条までの規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償については、この条から第49条までに定めるところによる。

2 会計年度任用職員の給与は、法第22条の2第1項第1号に規定する職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬、期末手当及び勤勉手当とし、同項第2号に規定する職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当及び勤勉手当とする。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(会計年度任用職員の給与の支払)

第22条 第3条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の基準月額)

第23条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の基準となる月額（次条第1号において「基準月額」という。）は、そのパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間の時間数が勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間の時間数と同一であるとした場合に、そのパートタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給に応じて、別表第4に定める給料月額に、100分の6を加算した額とする。

2 前項の職務の級は、そのパートタイム会計年度任用職員の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に応じた別表第5

に掲げる基準となる職務に基づき分類し、その号給は、規則で定める基準に従い、組合長が決定する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第24条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれの各号に定める額とする。

- (1) 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 その職員の基準月額に12を乗じて得た額を、その職員について定められた1週間当たりの勤務時間の時間数に52を乗じて得た数から規則で定める時間数を減じて得た数で除して得た額（以下「1時間報酬額」という。）
- (2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 1時間報酬額にその職員について定められた1日当たりの勤務時間の時間数を乗じて得た額
- (3) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 1時間報酬額にその職員について定められた1か月当たりの勤務時間の時間数を乗じて得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法)

第25条 第6条の規定は、月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の支給について準用する。

2 時間額又は日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬は、その者の勤務した時間数又は日数に応じて、その勤務した月の翌月の16日（その日が土曜日若しくは日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日）に支給する。ただし、組合長が必要と認める場合は、支給日を繰り上げることができる。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第26条 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成2年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第1号。以下この条及び第37条において「特殊勤務手当条例」という。）第3条から第5条までに規定する業務に従事することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の規定により算出して得た額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第27条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が、その職員について定められた勤務時間（以下「既定の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、その勤務しない日が次に掲げる日である場合を除き、その

勤務しない1時間につき、1時間報酬額を減額する。

(1) 休日

(2) 代休日を指定されて休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員のその代休日

(3) 有給の休暇を取得した日

(4) その他組合長が報酬を減額しないで勤務しないことを認めた日

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が既定の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない日が前項第3号又は第4号に規定する日である場合を除き、その勤務しない1時間につき、1時間報酬額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第28条 既定の勤務時間を超えて勤務することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、その既定の勤務時間を超えてした勤務の全時間に対して、勤務1時間につき、1時間報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内において規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、その割合に100分の25を加えた割合）を乗じて得た額の報酬を支給する。ただし、その勤務した日における既定の勤務時間と既定の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、1時間報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、100分の125）を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間を割り振らない日の振替によりあらかじめ割り振られた1週間の既定の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の既定の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、割り振り変更前の既定の勤務時間を超えてした勤務の全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、1時間報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割り振り変更前の既定の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の既定の勤務時間との合計が1週間当たり38時間45分に達するまでの間の勤務については、支給しない。

3 前2項の規定にかかわらず、同項の規定により報酬を支給される時間（第

1 項ただし書の規定により支給される時間を除く。) の合計が 1 か月当たり 60 時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その 60 時間を超えてした勤務の全時間に対して、勤務 1 時間につき、1 時間報酬額に、次の各号に掲げる時間に応じ、それぞれの各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第 1 項の規定により報酬を支給される時間 (同項ただし書の規定により支給される時間を除く。) 100 分の 150 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるときは、100 分の 175)

(2) 第 2 項の規定により報酬を支給される時間 (次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100 分の 50
(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第 29 条 休日において既定の勤務時間中に勤務することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、その既定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、1 時間報酬額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額の報酬を支給する。ただし、休日に勤務することを命じられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員のその勤務に対しては、支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第 30 条 既定の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、1 時間報酬額に 100 分の 125 を乗じて得た額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 31 条 第 17 条第 1 項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「在職する職員」とあるのは、「在職する任期が 6 か月以上のパートタイム会計年度任用職員」と読み替える。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額 (基準日以前 6 か月以内の在職期間における報酬の 1 か月当たりの平均額をいう。) に 100 分の 122.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて第 17 条第 2 項の表に定める割合を乗じて得た額を超えない範囲で支給する。

3 6 月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度

任用職員として任用され、同日の翌日に引き続きパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（６か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が６か月以上であるときは、第１項の規定により読み替えて準用する第１７条第１項の在職する任期が６か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第３２条 第１８条第１項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「在職する職員」とあるのは、「在職する任期が６か月以上のパートタイム会計年度任用職員」と読み替える。

２ パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合乗じて得た額とする。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の総額は、そのパートタイム会計年度任用職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき勤勉手当基礎額に１００分の１０２．５を乗じて得た額を超えてはならない。

３ 前項の勤勉手当基礎額は、基準日以前６か月以内の在職期間における報酬の１か月当たりの平均額とする。

４ 前条第３項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同項中「第１項の規定」とあるのは、「次条第１項の規定」と、「第１７条第１項」とあるのは、「第１８条第１項」と読み替える。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額の特例）

第３３条 前２条に規定するパートタイム会計年度任用の期末手当及び勤勉手当については、それぞれの規定にかかわらず、予算の範囲内においてその額を超えて支給することができる。

第３４条 パートタイム会計年度任用職員が第９条第１項各号に定める職員に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

２ 前項の費用弁償の支給方法等は、規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の給料）

第３５条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、その職務の内容と責任に応じた常勤の職員（地方自治法第２０４条第１項に規定する職員（法第３条に規定する一般職に属する職員に限る。）のうち、短時間勤務職員及びフルタ

イム会計年度任用職員を除いた職員をいう。第49条において同じ。)の給料との権衡等を考慮し、そのフルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給に応じて、別表第4に定める給料月額とする。

- 2 前項の職務の級は、そのフルタイム会計年度任用職員の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に応じた別表第5に掲げる基準となる職務に基づき分類し、その号給は、規則で定める基準に従い、組合長が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法)

第36条 第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

この場合において、同条第4項中「勤務時間等条例第6条に規定する週休日」とあるのは、「そのフルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替える。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第37条 第8条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員の地域手当について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第38条 第9条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第39条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当については、特殊勤務手当条例の規定の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第40条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、その日が次の各号のいずれかに該当する日である場合を除き、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額をそのフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間の時間数に52を乗じて得た数で除して得た額を減額する。

- (1) 休日
- (2) 代休日を指定されて休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員のその代休日
- (3) 有給の休暇を取得した日
- (4) その他組合長が給与を減額しないで勤務しないことを認めた日

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第41条 第12条第1項及び第3項から第5項までの規定は、フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員」とあるのは、「そのフルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替える。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第42条 第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当について準用する。この場合において、同条第2項中「正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員」とあるのは、「そのフルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）中に勤務することを命じられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替える。

（フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）

第43条 第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「そのフルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「職員」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員」と読み替える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額）

第44条 第41条により準用される第12条第1項及び第3項から第5項までの規定、第42条により準用される第13条の規定並びに前条により準用される第14条の規定における勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当（月額により支給されるものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間数として規則で定める時間数で除して得た額とする。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第45条 第17条第1項及び第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、同条第1項中「在職する職員」とあるのは、「在職する任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員」と読み替える。

2 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に引き続きフルタイム会計年度任用職

員として任用された者の任期（６か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が６か月以上であるときは、前項の規定により読み替えて準用する第１７条第１項の在職する任期が６か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第４６条 第１８条第１項及び第２項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第１項中「在職する職員」とあるのは、「在職する任期が６か月以上のフルタイム会計年度任用職員」と読み替える。

２ 前条第２項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第１項」と、「第１７条第１項」とあるのは、「第１８条第１項」と読み替える。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額の特例）

第４７条 前２条に規定するフルタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、それぞれの規定にかかわらず、予算の範囲内においてその額を超えて支給することができる。

（会計年度任用職員の給与からの控除）

第４８条 第２０条の規定は、会計年度任用職員の給与からの控除について準用する。

（組合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与）

第４９条 第２１条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮して組合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給料及び報酬については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、別表第１行政職給料表（１）に定める４級における最高の号給の額を超えない範囲内において、規則で定める。

（委任）

第５０条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行日）

１ この条例は、昭和５１年８月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（等級及び号給の決定）

- 2 施行日前から引続いて在職する職員（以下「在職職員」という。）の施行日における職務の等級及び号給（以下「等級等」という。）は、秦野市伊勢原市環境衛生組合職員に関する条例（昭和36年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第4号）第1条の規定の適用により施行日の前日においてその者が受けていた職務の等級等に対応するこの条例第4条に定める職務の等級等とする。

（昇給期間の適用）

- 3 前項の規定により等級等を決定された職員の施行日以後における最初の昇給については、その者が施行日の前日に受けていた等級等を受けていた期間を施行日における号給を受ける期間に通算する。

（期末手当の期間の通算）

- 4 在職職員に対する施行日以後の最初の期末手当については、その者の施行日前の在職期間を施行日以後の在職期間に通算する。

（旧条例の適用）

- 5 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員に関する条例の規定により、施行日前に決定された事項は、この条例の相当規定により決定されたものとみなす。

- 6 昭和56年度に限り、第17条第2項及び第18条第2項に規定する給料、扶養手当及び調整手当（第18条第2項については、給料月額。以下「給料等」という。）は、第17条第2項及び第18条第2項の規定にかかわらず、職員のそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）の給料等に対応する昭和56年3月31日現在において定められていた給料等とする。

（児童手当法による特例給付を受ける職員の扶養手当に関する規定の適用）

- 7 児童手当法附則第6条第1項の規定による給付が行われる間当該給付は、同法に基づく児童手当とみなして、第7条第4項の規定を適用する。この場合において、同項中「児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による児童手当」とあるのは「児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第6条第1項の規定による給付」と、同項第1号中「当該児童手当」とあるのは「当該給付」と、「児童手当法第6条第1項第1号又は第2号」とあるのは「児童手当法附則第6条第2項において準用する同法第6条第1項第1号又は第2号」と、「同項第2号中「当該児童手当」とあるのは「当該給付」と、「児童手当法第6条第1項第3号」とあるのは「児童手当法附則第6条第2項において準用する同法第6条第1項第3号」とする。

(平成21年6月の期末手当及び勤勉手当の支給率の特例)

8 平成21年6月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当の支給率は、次のとおりとする。

(1) 期末手当 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア 再任用職員以外の職員 100分の125 (特定幹部職員にあっては、100分の110)

イ 再任用職員 100分の70

(2) 勤勉手当 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア 再任用職員以外の職員 100分の70 (特定幹部職員にあっては、100分の85)

イ 再任用職員 100分の30

(平成25年10月1日から平成26年3月31日までの特例措置)

9 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間 (以下「特例期間」という。)において、第4条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額 (秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (平成25年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第2号) 附則第2項に規定する経過措置額を含む。以下同じ。) の支給に当たっては、その職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び中欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる支給減額率を給料月額に乗じて得た額に相当する額を、給料月額から減じる。

給 料 表	職務の級	支給減額率
行政職給料表（１）	１級から３級まで	１００分の３
	４級及び５級	１００分の６
	６級から８級まで	１００分の８
行政職給料表（２）	１級から５級まで	１００分の３
行政職再任用職員給料表（１）	１級から３級まで	
行政職再任用職員給料表（２）		

10 特例期間において、次の表の左欄に掲げる手当の支給に当たっては、それぞれ右欄に掲げる支給減額率をその手当の額に乗じて得た額に相当する額を、その手当の額から減じる。

手当	支給減額率
----	-------

管理職手当	100分の10
地域手当	給料月額に係る地域手当 前項の支給減額率
	管理職手当に係る地域手当 100分の10
期末手当	100分の6.3
勤勉手当	

11 特例期間における第19条第1項から第5項までに規定する休職者の給与額は、給料月額について定める附則第9項の支給減額率及び手当について定める前項の支給減額率により算定されるものとする。

12 特例期間における勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及びそれに係る地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間として第15条の規定により規則で定める時間数で除して得た額にその職員ごとの附則第9項の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を、同条の規定により算出した給与額から減じた額とする。

(平成29年12月の勤勉手当支給率の特例)

13 平成29年12月1日を基準日とする勤勉手当の支給率は、次のとおりとする。

(1) 再任用職員以外の職員 100分の95 (特定管理職員にあっては、100分の115)

(2) 再任用職員 100分の45

(平成30年12月の勤勉手当支給率の特例)

14 平成30年12月1日を基準日とする勤勉手当の支給率は、次のとおりとする。

(1) 再任用職員以外の職員 100分の95 (特定管理職員にあっては、100分の115)

(2) 再任用職員 100分の47.5

(令和元年12月の勤勉手当支給率の特例)

15 再任用職員以外の職員に係る令和元年12月1日を基準日とする勤勉手当の支給率は、100分の97.5 (特定管理職員にあっては、100分の117.5) とする。

(令和4年12月の勤勉手当支給率の特例)

16 令和4年12月1日を基準日とする勤勉手当の支給率は、次のとおりとする。

(1) 再任用職員以外の職員 100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）

(2) 再任用職員 100分の50

（定年引上げに伴う経過措置）

17 当分の間、職員の給料月額、その職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第19項において「特定日」という。）以後、その職員に適用される給料表の給料月額のうち、その職員の属する第5条第1項の規定により決定した職務の級並びにその職員の同条第2項、第4項、第6項及び第7項の規定により決定した号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、その端数を100円に切り上げた額）とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員に関する条例（昭和36年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第4号）により適用される秦野市職員の定年等に関する条例（昭和59年秦野市条例第9号。以下この項及び次項において「定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第4条第1項に規定する管理監督職を占める職員

(3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員

19 定年条例第8条に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、その他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第21項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定によりその職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て、50円以上

100円未満の端数が生じたときは、その端数を100円に切り上げた額。

以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（組合長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附

則第 17 項の規定によりその職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額とその給料を支給される職員の給料月額との合計額がその職員の属する第 5 条第 1 項の規定により決定した職務の級における最高号給を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その職員の第 5 条第 1 項の規定により決定した職務の級における最高の号給の給料月額とその職員の受ける給料月額」とする。

21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 17 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 19 項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、その職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 附則第 18 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 17 項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮してその給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、その職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 附則第 19 項又は前 2 項の規定による給料を支給される職員に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第 17 条第 4 項及び第 18 条第 3 項	給料	給料の月額と附則第 19 項、第 21 項又は第 22 項の規定による給料の額との合計額
第 17 条第 5 項（18 条第 4 項において準用する場合を含む。）	給料の月額	

24 附則第 17 項から前項までに定めるもののほか、附則第 17 項の規定による給料月額、附則第 19 項の規定による給料その他附則第 17 項から前項までの規定の施行について必要な事項は、規則で定める。

（令和 5 年 12 月の期末手当支給率の特例）

25 令和 5 年 12 月 1 日を基準日とする期末手当の支給率は、次のとおりとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100 分の 125（特定管

理職員のあつては、１００分の１０５）

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 １００分の７０

(令和５年１２月の勤勉手当支給率の特例)

２６ 令和５年１２月１日を基準日とする勤勉手当の支給率は、次のとおりとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 １００分の１０５（特定管理職員にあつては、１００分の１２５）

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 １００分の５０

(令和６年１２月の期末手当支給率の特例)

２７ 令和６年１２月１日を基準日とする期末手当の支給率は、次のとおりとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 １００分の１２７．５（特定管理職員にあつては、１００分の１０７．５）

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 １００分の７１．２５

(令和６年１２月の勤勉手当支給率の特例)

２８ 令和６年１２月１日を基準日とする勤勉手当の支給率は、次のとおりとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 １００分の１０７．５（特定管理職員にあつては、１００分の１２７．５）

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 １００分の５１．２５

【別表第１（第４条関係）】

【別表第２（第４条関係）】

【別表第３（第４条関係）】

【別表第４（第２３条、第３３条関係）】

【別表第５（第２３条、第３３条関係）】

附 則（昭和 5 1 年 1 2 月 1 4 日条例第 9 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 5 1 年 8 月 1 日から適用する。
- 3 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の施行前については、秦野市伊勢原市環境衛生組合職員に関する条例（昭和 3 6 年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第 4 号）の規定は、なお効力を有し、改正後の条例の相当規定に準用し、昭和 5 1 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）から適用する。

（給与の内払）

- 4 職員が、秦野市伊勢原市環境衛生組合職員に関する条例及び改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとする。

（規則への委任）

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和 5 2 年 1 2 月 1 5 日条例第 4 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 5 2 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）から適用する。

（給与の内払）

- 2 職員が、改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とする。

附 則（昭和 5 3 年 1 2 月 1 4 日条例第 5 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 5 3 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）から適用する。

（給与の内払）

- 2 職員が、改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とする。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和54年12月15日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和54年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

(給与の内払)

- 2 職員が、改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とする。

附 則 (昭和55年12月15日条例第5号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第3項、別表第1及び別表第2の規定は、昭和55年4月1日（以下「切替日」という。）から適用し、改正後の条例第16条第1項の規定は、昭和56年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 職員が、改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とする。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則 (昭和56年6月27日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月27日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の2第2項の改正規定及び第9条第3項第2号の改正規定は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和56年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。
（給与の内払）
- 3 職員が、改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とする。
（規則への委任）
- 4 前項で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和57年9月30日条例第4号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）附則第7項の規定は、昭和57年6月1日から適用する。
- 3 行革関連特例法に基づき特例給付を受けることとなった職員に係るこの条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づき昭和57年6月1日から新条例の施行の日までの間に受けた扶養手当の額から新条例の規定に基づき当該期間に支払われるべきだった扶養手当の額を控除して得た額は、この条例施行の日以後における最初の給与において調整するものとする。

附 則（昭和59年3月29日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和60年3月31日から施行する。

附 則（昭和59年3月29日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和58年4月1日から適用する。
（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和60年3月28日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則 (昭和60年6月28日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定は、昭和60年6月1日から適用する。

附 則 (昭和61年3月28日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例中、第1条及び次項から附則第5項までの規定は、公布の日から、第2条及び附則第6項から第9項までの規定は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第1条中秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例第9条第3項第2号の改正規定は、同年4月1日から、同条例第7条第4項の改正規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 第1条の規定 (前項ただし書に規定する改正規定を除く。) による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) の規定は、昭和60年7月1日から適用する。ただし、第1条の規定による改正後の条例第8条の2第2項の規定は、同年10月1日か

ら適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(昇給期間の特例)

- 4 昭和61年3月31日に在職する行政職給料表(1)の適用を受ける職員の同年4月1日以後における最初の第1条の規定による改正後の条例第5条第6項及び第8項ただし書の規定の適用に限り、同条第6項中「12月」とあるのは「15月」と、「12月、18月又は24月」とあるのは「15月、21月又は27月」とし、同条第8項ただし書中「24月」とあるのは「27月」と、「18月」とあるのは「21月」とする。

(規則への委任)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、第1条に規定する条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(職務の級への切替え)

- 6 昭和61年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であって、同日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え等)

- 7 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に対応する附則別表第2の1又は附則別表第2の2の新号給欄に定める号給とする。

- 8 前項の規定により新号給を定められる職員に対する切替日以後における1回目の第2条の規定による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例第5条第6項又は第8項ただし書の規定の適用については、旧号給を受けていた期間(規則に定める職員にあつては、規則に定める期間)を新号給を受ける期間に通算する。

(規則への委任)

- 9 附則第6項から前項までに定めるもののほか、第2条に規定する条例の施

行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表第 1

職 務 の 級 へ の 切 替 表

給 料 表	旧 等 級	職 務 の 級
行政職給料表（１）	５等級	１級
	４等級	２級
	３等級	４級
	２等級	６級
	１等級	７級
行政職給料表（２）	２等級	２級
	１等級	３級
	特１等級	４級

附則別表第 2 の 1

行政職給料表（１）の適用を受ける職員の号給の切替表

旧 号 給	新 号 給				
	１ 級	２ 級	４ 級	６ 級	７ 級
	号 給	号 給	号 給	号 給	号 給
１	１	１			１
２	２	２	１		２
３	３	３	２	１	３
４	４	４	３	２	４
５	５	５	４	３	５
６	６	６	５	４	６
７	７	７	６	５	７
８	８	８	７	６	８
９	９	９	８	７	９
１０	１０	１０	９	８	１０
１１	１１	１１	１０	９	１１
１２	１２	１２	１１	１０	１２
１３	１３	１３	１２	１１	１３
１４	１４	１４	１３	１２	１４
１５	１５	１５	１４	１３	１５

1 6	1 6	1 6	1 5	1 4	1 6
1 7	1 7	1 7	1 6	1 5	1 7
1 8	1 8	1 8	1 7	1 6	1 8
1 9	1 9	1 9	1 8	1 7	1 9
2 0	2 0	2 0	1 9	1 8	2 0
2 1	2 1	2 1	2 0	1 9	2 1
2 2	2 2	2 2	2 1	2 0	2 2
2 3	2 3	2 3	2 2	2 1	2 3
2 4	2 4	2 4	2 3	2 2	2 4
2 5	2 5	2 5	2 4	2 3	
2 6	2 6	2 6	2 5	2 4	
2 7	2 7	2 7	2 6	2 5	
2 8	2 8	2 8	2 7	2 6	
2 9	2 9	2 9	2 8		
3 0	3 0	3 0	2 9		
3 1	3 1	3 1			

附則別表第 2 の 2

行政職給料表（2）の適用を受ける職員の号給の切替表

旧 号 給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
	号 給	号 給	号 給
1			1
2			2
3		1	3
4	1	2	4
5	2	3	5
6	3	4	6
7	4	5	7
8	5	6	8
9	6	7	9
1 0	7	8	1 0
1 1	8	9	1 1

1 2	9	1 0	1 2
1 3	1 0	1 1	1 3
1 4	1 1	1 2	1 4
1 5	1 2	1 3	1 5
1 6	1 3	1 4	1 6
1 7	1 4	1 5	1 7
1 8	1 5	1 6	1 8
1 9	1 6	1 7	1 9
2 0	1 7	1 8	2 0
2 1	1 8	1 9	2 1
2 2	1 9	2 0	2 2
2 3	2 0	2 1	2 3
2 4	2 1	2 2	2 4
2 5	2 2	2 3	2 5
2 6	2 3	2 4	2 6
2 7	2 4	2 5	2 7
2 8	2 5	2 6	
2 9	2 6	2 7	
3 0	2 7	2 8	
3 1	2 8		
3 2			
3 3			

附 則（昭和61年9月27日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定は、昭和61年6月1日から適用する。

附 則（昭和61年9月27日条例第4号）

この条例は、昭和61年10月5日から施行する。

附 則（昭和61年12月22日条例第5号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）

の規定は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和 6 2 年 3 月 3 1 日条例第 1 号)

この条例は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 6 2 年 1 2 月 2 3 日条例第 5 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和 6 3 年 1 2 月 2 2 日条例第 4 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項の改正規定は、昭和 6 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例 (前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成元年 3 月 3 0 日条例第 3 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成元年 6 月規則第 3 号で、同元年 6 月 4 日から施行)

附 則（平成元年 1 2 月 2 2 日条例第 5 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 9 条、第 1 7 条第 2 項、第 1 8 条第 2 項、別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成元年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 8 条の 3 第 1 項の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

（給与の内払等）

- 2 改正後の条例の規定（第 1 7 条を除く。）を適用する場合において、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（期末手当を除く。以下同じ。）は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 3 改正後の条例第 1 7 条の規定を適用する場合において、秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例第 1 8 条の 2 の規定により支給された期末手当の額との調整は、前項を適用するに当たり、組合長が別に定める。

附 則（平成 2 年 1 2 月 2 5 日条例第 5 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 1 9 条第 1 項第 1 号の規定は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合において、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 3 年 1 2 月 2 5 日条例第 4 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 7 条第 4 項を削る改正規定 平成 4 年 1 月 1 日
 - (2) 第 2 条第 1 項の改正規定、第 8 条の 3 第 1 項の改正規定及び第 1 6 条の改正規定 平成 4 年 4 月 1 日
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の秦

野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成３年４月１日から適用する。

（給与の内払）

- ３ 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の
秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給
された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成４年３月２６日条例第３号）

この条例は、平成４年４月１日から施行する。

附 則（平成４年１２月２５日条例第４号抄）

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から起算して４月を超えない範囲内において規則で
定める日から施行する。（平成５年４月規則第２号で、同５年４月２４日か
ら施行）

附 則（平成４年１２月２５日条例第５号）

（施行期日等）

- １ この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市伊勢原
市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）
の規定は、平成４年４月１日から適用する。

（給与の内払）

- ２ 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の
秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給
された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成５年３月２５日条例第１号）

（施行期日）

- １ この条例は、平成５年４月１日（以下「切替日」という。）から施行する。
（職務の級への切替え）
- ２ 切替日の前日から引き続き在職する職員であって、同日においてその者が
属していた職務の級（以下「旧級」という。）が次の表に掲げられているも
のの切替日における職務の級は、旧級に対応する同表の職務の級欄に定める
いずれかの職務の級とし、組合長が定める。

職 務 の 級 へ の 切 替 表

給 料 表	旧 級	職 務 の 級
-------	-----	---------

行政職給料表（１）	7 級	7 級
		8 級
行政職給料表（２）	4 級	4 級
		5 級

（号給の切替え等）

- 3 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表の新号給欄に定める号給とする。
 - 4 附則第２項の規定により職務の級が７級と定められた職員のうち、旧級が７級である職員の切替日における給料月額、秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（昭和５１年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第５号）第４条第２項の規定にかかわらず、その者が８級に定められたものとした場合に受けることとなる号給に対応する給料月額とする。
 - 5 附則第３項の規定により新号給を定められる職員に対する切替日以後における１回目の昇給規定の適用については、旧号給を受けていた期間を新号給を受ける期間に通算する。
- （規則への委任）
- 6 附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表（附則第３条関係）

号 給 の 切 替 表

旧 号 給	新 号 給			
	行 政 職 給 料 表 （ １ ）		行 政 職 給 料 表 （ ２ ）	
	7 級	8 級	4 級	5 級
	号 給	号 給	号 給	号 給
1	4	1	1	1
2	5	2	2	1
3	6	3	3	3
4	7	4	4	4
5	8	5	5	4
6	9	6	6	5

7	1 0	7	7	6
8	1 1	8	8	7
9	1 2	9	9	8
1 0	1 3	1 0	1 0	9
1 1	1 4	1 1	1 1	1 0
1 2	1 5	1 2	1 2	1 1
1 3	1 7	1 3	1 3	1 2
1 4	1 8	1 4	1 4	1 3
1 5	2 0	1 5	1 5	1 4
1 6	2 1	1 6	1 6	1 4
1 7	2 2	1 7	1 7	1 5
1 8	2 4	1 8	1 8	1 6
1 9	2 5	1 9	1 9	1 6
2 0		2 0	2 0	1 7
2 1		2 1	2 1	1 7
2 2		2 2	2 2	1 8
2 3		2 3	2 3	1 8
2 4		2 4	2 4	1 9
2 5			2 5	1 9
2 6			2 6	1 9
2 7			2 7	2 0
2 8			2 8	2 0

附 則（平成 5 年 1 2 月 2 4 日条例第 3 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例（第 1 7 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 6 年 3 月 3 0 日条例第 1 号）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 1 2 月 2 2 日条例第 5 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条第 3 項及び第 9 条第 3 項第 2 号の改正規定は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項本文において、第 7 条第 4 項、第 8 条の 3 第 1 項、別表第 1 及び別表第 2 の改正規定は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定により支給される給与の内払とみなす。

（平成 7 年 3 月における期末手当の額の特例）

- 4 平成 6 年 1 2 月において期末手当の支給を受けた職員に平成 7 年 3 月において現に支給される期末手当の額は、第 1 7 条第 2 項の規定にかかわらず、第 1 号に規定する額から第 2 号に規定する額を差し引いた額とする。
 - (1) 第 1 7 条第 2 項の規定による 3 月 1 日を基準日とする期末手当に係る支給率で計算して得られる職員に係る期末手当の額
 - (2) 平成 6 年 1 2 月において第 1 7 条第 2 項の規定による支給率で計算して職員に支給された期末手当の額からこの条例により改正された第 1 7 条第 2 項の規定による 1 2 月 1 日を基準日とする期末手当に係る支給率で計算して得られる職員に係る期末手当の額を差し引いた額

附 則（平成 7 年 3 月 2 9 日条例第 1 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 1 2 月 2 6 日条例第 2 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第 7 条第 4 項の改正規定中扶養手当の額の改正に係る部分並びに別表第 1 及び別表第 2 の改正規定は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、

この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定により支給される給与の内払とみなす。

附 則（平成 8 年 3 月 2 8 日条例第 1 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 1 2 月 2 4 日条例第 7 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の 3 第 1 項の改正規定は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項本文において、第 7 条第 4 項の改正規定並びに別表第 1 及び別表第 2 の改正規定は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定により支給される給与の内払とみなす。

附 則（平成 9 年 1 2 月 2 5 日条例第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 8 条の 3 第 1 項の改正規定 平成 1 0 年 4 月 1 日
 - (2) 第 1 7 条第 2 項の改正規定 平成 1 0 年 1 月 1 日
- 2 前項本文において、第 7 条第 3 項及び第 4 項、別表第 1 並びに別表第 2 の改正規定は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定により支給される給与の内払とみなす。

附 則（平成 1 0 年 1 2 月 2 2 日条例第 3 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第7条第4項並びに別表第1及び別表第2の改正規定は、平成10年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定により支給される給与の内払とみなす。

附 則（平成11年12月22日条例第3号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）
- 2 前項本文において、第1条中秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の改正規定は、平成11年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定により支給される給与の内払とみなす。

(平成12年3月の期末手当額の特例)

- 4 平成12年3月1日を基準日とする期末手当（以下「3月の期末手当」という。）の支給率は、100分の50とする。
- 5 平成11年12月1日を基準日とする期末手当（以下「12月の期末手当」という。）の支給を受けた職員の3月の期末手当の支給額は、第1号に規定する額から第2号に規定する額を差し引いた額とする。

(1) 前項の規定による支給率で計算して得られる額

(2) その職員が受けた12月の期末手当に相当する額を100分の190で除して、100分の25を乗じて得た額

附 則（平成12年12月19日条例第3号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）

第7条第3項第2号の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定により給与は、改正後の条例の規定により支給される給与の内払とみなす。

(平成13年3月の期末手当額の特例)

- 3 平成12年12月1日を基準日とする期末手当（以下「12月の期末手当」という。）及び同日を基準日とする勤勉手当（以下「12月の勤勉手当」という。）の支給を受けた職員の平成13年3月1日を基準日とする期末手当の支給額は、第1号に規定する額から第2号及び第3号に規定する額を差し引いた額とする。

(1) 100分の55の支給率で計算して得られる額

(2) その職員が受けた12月の期末手当に相当する額を100分の175で除して、100分の15を乗じて得た額

(3) その職員が受けた12月の勤勉手当に相当する額をその職員の12月の勤勉手当の成績率で除して、100分の5を乗じて得た額

附 則（平成13年3月27日条例第1号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月20日条例第4号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例附則第8項から第11項までの規定は、平成13年4月1日から適用する。

(平成14年3月の期末手当額の特例)

- 2 平成13年12月1日を基準日とする期末手当（以下「12月の期末手当」という。）の支給を受けた職員の平成14年3月1日を基準日とする期末手当の支給額は、第1号に規定する額から第2号に規定する額を差し引いた額とする。

(1) 100分の55の支給率で計算して得られる額

(2) その職員が受けた12月の期末手当に相当する額を100分の160で除して、100分の5を乗じて得た額

附 則（平成14年12月19日条例第3号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例第7条第3項の改正規定及び別表第1から別表第4までの改正規定 平成15年1月1日
 - (2) 第1条中秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例第17条及び第18条第2項の改正規定（中略） 平成15年4月1日
（平成15年3月の期末手当の特例）
- 2 平成15年3月1日を基準日とする期末手当（以下「3月の期末手当」という。）の支給率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれの各号に定めるとおりとする。
 - (1) 再任用職員以外の職員 100分の50
 - (2) 再任用職員 100分の25

3 3月の期末手当の支給額は、第1号に規定する額から第2号に規定する額と第3号に規定する額との差額に相当する額を減じた額とする。この場合において、第2号に規定する額と第3号に規定する額との差額に相当する額が第1号に規定する額以上となるときは、3月の期末手当は支給しない。

 - (1) 前項の規定による支給率で計算して得られる額。ただし、同項第1号に規定する職員のうち、平成14年12月1日を基準日とする期末手当（以下「12月の期末手当」という。）を受けたものについては、次に掲げる額の合計額
 - ア その職員が受けた12月の期末手当に相当する額を100分の155で除して、100分の30を乗じて得た額
 - イ 前項第1号の規定による支給率で計算して得られる額に相当する額を100分の50で除して、100分の20を乗じて得た額
 - (2) 平成14年4月1日から同年12月31日までの期間（次号において「特定期間」という。）について支給される給与のうち、給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額
 - (3) 特定期間についてこの条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定による給料及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

附 則（平成１５年１１月２７日条例第２号）
（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１７条第２項の表以外の部分及び同条第３項の改正規定は、平成１６年４月１日から適用する。
（平成１５年１２月の期末手当の特例）
- ２ 平成１５年１２月１日を基準日とする期末手当（以下「１２月の期末手当」という。）の支給率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれの各号に定めるとおりとする。
 - （１）再任用職員以外の職員 １００分の１４５
 - （２）再任用職員 １００分の７５
- ３ １２月の期末手当の支給額は、前項の規定による支給率で計算して得られる額から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が前項に規定する支給率により計算して得られた額以上となるときは、１２月の期末手当は支給しない。
 - （１）平成１５年４月１日において職員が受けるべき給料、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当及び管理職手当の合計額に１００分の１．０７を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、育児休業期間（秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成４年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第１号）の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、部分休業期間（秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の規定により部分休業をしていた期間をいう。）又は介護休暇期間（秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和５１年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第６号）の規定により介護休暇を受けていた期間をいう。）のある月は、その月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - （２）平成１５年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の１．０７を乗じて得た額

附 則（平成１６年３月２９日条例第１号）
この条例は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年３月２８日条例第２号）
この条例は、公布の日から施行し、平成１７年６月１日を基準日とする期末

手当及び勤勉手当から適用する。

附 則（平成 17 年 11 月 24 日条例第 4 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 18 条第 2 項第 1 号の改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 17 年 12 月の期末手当の特例）

- 2 平成 17 年 12 月 1 日を基準日とする期末手当（以下この項において「12 月の期末手当」という。）の支給額は、第 17 条の規定による支給率で計算して得られる額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12 月の期末手当は支給しない。

- (1) 平成 17 年 4 月 1 日において職員が受けるべき給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び管理職手当の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、育児休業期間（秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第 1 号）の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、部分休業期間（秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の規定により部分休業をしていた期間をいう。）又は介護休暇期間（秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 51 年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第 6 号）の規定により介護休暇を受けていた期間をいう。）のある月は、その月数を減じた月数）を乗じて得た額

- (2) 平成 17 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額

（平成 17 年 12 月の勤勉手当の特例）

- 3 再任用職員以外の職員について、平成 17 年 12 月 1 日を基準日とする勤勉手当の支給率は、100 分の 75（特定幹部職員にあつては、100 分の 95）とする。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日条例第 2 号）

改正 平成 23 年 12 月 1 日 条例第 1 号

平成 25 年 3 月 28 日 条例第 2 号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)における職員の職務の級は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)と同一の職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 切替日の前日において、この条例第1条の規定による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)別表第1又は別表第2の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて附則別表に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)

- 4 切替日の前日において、改正前の給与条例別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、規則で定める。

(規則への委任)

- 5 前3項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則別表(附則第3項関係)

職員の号給の切替表

ア 行政職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	3 月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	12 月以上	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1	1	1	1	1	1	2

2	6 月 以上 9 月 未 満	1	1	1	1	1	1	1	3
	9 月 以上 12 月 未 満	1	1	1	1	1	1	1	4
	12 月 以上	1	1	1	1	1	1	1	5
3	3 月 未 満	1	1	1	1	1	1	1	5
	3 月 以上 6 月 未 満	1	1	1	1	1	1	1	6
	6 月 以上 9 月 未 満	1	1	1	1	1	1	1	7
	9 月 以上 12 月 未 満	1	1	1	1	1	1	1	8
	12 月 以上	1	1	1	1	1	1	1	9
4	3 月 未 満	1	1	1	1	1	1	1	9
	3 月 以上 6 月 未 満	2	2	1	1	1	2	2	10
	6 月 以上 9 月 未 満	3	3	1	1	1	3	3	11
	9 月 以上 12 月 未 満	4	4	1	1	1	4	4	12
	12 月 以上	5	5	1	1	1	5	5	13
5	3 月 未 満	5	5	1	1	1	5	5	13
	3 月 以上 6 月 未 満	6	6	2	1	2	6	6	14
	6 月 以上 9 月 未 満	7	7	3	1	3	7	7	15
	9 月 以上 12 月 未 満	8	8	4	1	4	8	8	16
	12 月 以上	9	9	5	1	5	9	9	17
6	3 月 未 満	9	9	5	1	5	9	9	17
	3 月 以上 6 月 未 満	10	10	6	1	6	10	10	18
	6 月 以上 9 月 未 満	11	11	7	1	7	11	11	19
	9 月 以上 12 月 未 満	12	12	8	1	8	12	12	20
	12 月 以上	13	13	9	1	9	13	13	21
7	3 月 未 満	13	13	9	1	9	13	13	21
	3 月 以上 6 月 未 満	14	14	10	2	10	14	14	22
	6 月 以上 9 月 未 満	15	15	11	3	11	15	15	23
	9 月 以上 12 月 未 満	16	16	12	4	12	16	16	24
	12 月 以上	17	17	13	5	13	17	17	25
8	3 月 未 満	17	17	13	5	13	17	17	25
	3 月 以上 6 月 未 満	18	18	14	6	14	18	18	26
	6 月 以上 9 月 未 満	19	19	15	7	15	19	19	27
	9 月 以上 12 月 未 満	20	20	16	8	16	20	20	28

	12 月以上	21	21	17	9	17	21	21	29
9	3 月未滿	21	21	17	9	17	21	21	29
	3 月以上 6 月未滿	22	22	18	10	18	22	22	30
	6 月以上 9 月未滿	23	23	19	11	19	23	23	31
	9 月以上 12 月未滿	24	24	20	12	20	24	24	32
	12 月以上	25	25	21	13	21	25	25	33
10	3 月未滿	25	25	21	13	21	25	25	33
	3 月以上 6 月未滿	26	26	22	14	22	26	26	34
	6 月以上 9 月未滿	27	27	23	15	23	27	27	35
	9 月以上 12 月未滿	28	28	24	16	24	28	28	36
	12 月以上	29	29	25	17	25	29	29	37
11	3 月未滿	29	29	25	17	25	29	29	37
	3 月以上 6 月未滿	30	30	26	18	26	30	30	38
	6 月以上 9 月未滿	31	31	27	19	27	31	31	39
	9 月以上 12 月未滿	32	32	28	20	28	32	32	40
	12 月以上	33	33	29	21	29	33	33	41
12	3 月未滿	33	33	29	21	29	33	33	41
	3 月以上 6 月未滿	34	34	30	22	30	34	34	42
	6 月以上 9 月未滿	35	35	31	23	31	35	35	43
	9 月以上 12 月未滿	36	36	32	24	32	36	36	44
	12 月以上	37	37	33	25	33	37	37	45
13	3 月未滿	37	37	33	25	33	37	37	45
	3 月以上 6 月未滿	38	38	34	26	34	38	38	46
	6 月以上 9 月未滿	39	39	35	27	35	39	39	47
	9 月以上 12 月未滿	40	40	36	28	36	40	40	48
	12 月以上	41	41	37	29	37	41	41	49
14	3 月未滿	41	41	37	29	37	41	41	49
	3 月以上 6 月未滿	42	42	38	30	38	42	42	50
	6 月以上 9 月未滿	43	43	39	31	39	43	43	51
	9 月以上 12 月未滿	44	44	40	32	40	44	44	52
	12 月以上	45	45	41	33	41	45	45	53
	3 月未滿	45	45	41	33	41	45	45	53

15	3 月以上 6 月未滿	46	46	42	34	42	46	46	54
	6 月以上 9 月未滿	47	47	43	35	43	47	47	55
	9 月以上 12 月未滿	48	48	44	36	44	48	48	56
	12 月以上	49	49	45	37	45	49	49	57
16	3 月未滿	49	49	45	37	45	49	49	57
	3 月以上 6 月未滿	50	50	46	38	46	50	50	58
	6 月以上 9 月未滿	51	51	47	39	47	51	51	59
	9 月以上 12 月未滿	52	52	48	40	48	52	52	60
	12 月以上	53	53	49	41	49	53	53	61
17	3 月未滿	53	53	49	41	49	53	53	61
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	42	50	54	54	62
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	43	51	55	55	63
	9 月以上 12 月未滿	56	56	52	44	52	56	56	64
	12 月以上	57	57	53	45	53	57	57	65
18	3 月未滿	57	57	53	45	53	57	57	65
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	46	54	58	58	66
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	47	55	59	59	67
	9 月以上 12 月未滿	60	60	56	48	56	60	60	68
	12 月以上	61	61	57	49	57	61	61	69
19	3 月未滿	61	61	57	49	57	61	61	69
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58	50	58	62	62	70
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59	51	59	63	63	71
	9 月以上 12 月未滿	64	64	60	52	60	64	64	72
	12 月以上	65	65	61	53	61	65	65	73
20	3 月未滿	65	65	61	53	61	65	65	73
	3 月以上 6 月未滿	66	66	62	54	62	66	66	74
	6 月以上 9 月未滿	67	67	63	55	63	67	67	75
	9 月以上 12 月未滿	68	68	64	56	64	68	68	76
	12 月以上	69	69	65	57	65	69	69	77
21	3 月未滿	69	69	65	57	65	69	69	77
	3 月以上 6 月未滿	70	70	66	58	66	70	70	78
	6 月以上 9 月未滿	71	71	67	59	67	71	71	79

	9 月以上 12 月未滿	72	72	68	60	68	72	72	80
	12 月以上	73	73	69	61	69	73	73	81
22	3 月未滿	73	73	69	61	69	73	73	81
	3 月以上 6 月未滿	74	74	70	62	70	74	74	82
	6 月以上 9 月未滿	75	75	71	63	71	75	75	83
	9 月以上 12 月未滿	76	76	72	54	72	76	76	84
	12 月以上	77	77	73	65	73	77	77	85
23	3 月未滿	77	77	73	65	73	77	77	85
	3 月以上 6 月未滿	78	78	74	66	74	78	78	86
	6 月以上 9 月未滿	79	79	75	67	75	79	79	87
	9 月以上 12 月未滿	80	80	76	68	76	80	80	88
	12 月以上	81	81	77	69	77	81	81	89
24	3 月未滿	81	81	77	69	77	81	81	89
	3 月以上 6 月未滿	82	82	78	70	78	82	82	90
	6 月以上 9 月未滿	83	83	79	71	79	83	83	91
	9 月以上 12 月未滿	84	84	80	72	80	84	84	92
	12 月以上	85	85	81	73	81	85	85	93
25	3 月未滿	85	85	81	73	81	85	85	
	3 月以上 6 月未滿	86	86	82	74	82	86	86	
	6 月以上 9 月未滿	87	87	83	75	83	87	87	
	9 月以上 12 月未滿	88	88	84	76	84	88	88	
	12 月以上	89	89	85	77	85	89	89	
26	3 月未滿	89	89	85	77	85	89		
	3 月以上 6 月未滿	90	89	86	78	86	90		
	6 月以上 9 月未滿	91	89	87	79	87	91		
	9 月以上 12 月未滿	92	89	88	80	88	92		
	12 月以上	93	89	89	81	89	93		
27	3 月未滿	93	89	89	81	89	93		
	3 月以上 6 月未滿	94	89	90	82	90	94		
	6 月以上 9 月未滿	95	89	91	83	91	95		
	9 月以上 12 月未滿	96	89	92	84	92	96		
	12 月以上	97	89	93	85	93	97		

28	3 月未満	97	89	93	85	93			
	3 月以上 6 月未満	97	89	94	86	93			
	6 月以上 9 月未満	97	89	95	87	93			
	9 月以上 12 月未満	97	89	96	88	93			
	12 月以上	97	89	97	89	93			
29	3 月未満	97	89	97	89	93			
	3 月以上 6 月未満	97	89	97	90	93			
	6 月以上 9 月未満	97	89	97	91	93			
	9 月以上 12 月未満	97	89	97	92	93			
	12 月以上	97	89	97	93	93			
30	3 月未満	97	89			93			
	3 月以上 6 月未満	97	89			93			
	6 月以上 9 月未満	97	89			93			
	9 月以上 12 月未満	97	89			93			
	12 月以上	97	89			93			
31	3 月未満	97	89						
	3 月以上 6 月未満	97	89						
	6 月以上 9 月未満	97	89						
	9 月以上 12 月未満	97	89						
	12 月以上	97	89						

イ 行政職給料表（２）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3 月未満	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1	1	1	1
	12 月以上	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1	1	1	1

	12 月以上	1	1	1	1	1
3	3 月未満	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	1	1	1	1
	12 月以上	5	1	1	1	1
4	3 月未満	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	1	1	1	1
	12 月以上	9	1	1	1	1
5	3 月未満	9	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	4	1	1	1
	12 月以上	13	5	1	1	1
6	3 月未満	13	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	6	1	2	1
	6 月以上 9 月未満	15	7	1	3	1
	9 月以上 12 月未満	16	8	1	4	1
	12 月以上	17	9	1	5	1
7	3 月未満	17	9	1	5	1
	3 月以上 6 月未満	18	10	2	6	2
	6 月以上 9 月未満	19	11	3	7	3
	9 月以上 12 月未満	20	12	4	8	4
	12 月以上	21	13	5	9	5
8	3 月未満	21	13	5	9	5
	3 月以上 6 月未満	22	14	6	10	6
	6 月以上 9 月未満	23	15	7	11	7
	9 月以上 12 月未満	24	16	8	12	8
	12 月以上	25	17	9	13	9
	3 月未満	25	17	9	13	9

9	3 月以上 6 月未満	26	18	10	14	10
	6 月以上 9 月未満	27	19	11	15	11
	9 月以上 12 月未満	28	20	12	16	12
	12 月以上	29	21	13	17	13
10	3 月未満	29	21	13	17	13
	3 月以上 6 月未満	30	22	14	18	14
	6 月以上 9 月未満	31	23	15	19	15
	9 月以上 12 月未満	32	24	16	20	16
	12 月以上	33	25	17	21	17
11	3 月未満	33	25	17	21	17
	3 月以上 6 月未満	34	26	18	22	18
	6 月以上 9 月未満	35	27	19	23	19
	9 月以上 12 月未満	36	28	20	24	20
	12 月以上	37	29	21	25	21
12	3 月未満	37	29	21	25	21
	3 月以上 6 月未満	38	30	22	26	22
	6 月以上 9 月未満	39	31	23	27	23
	9 月以上 12 月未満	40	32	24	28	24
	12 月以上	41	33	25	29	25
13	3 月未満	41	33	25	29	25
	3 月以上 6 月未満	42	34	26	30	26
	6 月以上 9 月未満	43	35	27	31	27
	9 月以上 12 月未満	44	36	28	32	28
	12 月以上	45	37	29	33	29
14	3 月未満	45	37	29	33	29
	3 月以上 6 月未満	46	38	30	34	30
	6 月以上 9 月未満	47	39	31	35	31
	9 月以上 12 月未満	48	40	32	36	32
	12 月以上	49	41	33	37	33
15	3 月未満	49	41	33	37	33
	3 月以上 6 月未満	50	42	34	38	34
	6 月以上 9 月未満	51	43	35	39	35

	9 月以上 12 月未満	52	44	36	40	36
	12 月以上	53	45	37	41	37
16	3 月未満	53	45	37	41	37
	3 月以上 6 月未満	54	46	38	42	38
	6 月以上 9 月未満	55	47	39	43	39
	9 月以上 12 月未満	56	48	40	44	40
	12 月以上	57	49	41	45	41
17	3 月未満	57	49	41	45	41
	3 月以上 6 月未満	58	50	42	46	42
	6 月以上 9 月未満	59	51	43	47	43
	9 月以上 12 月未満	60	52	44	48	44
	12 月以上	61	53	45	49	45
18	3 月未満	61	53	45	49	45
	3 月以上 6 月未満	62	54	46	50	46
	6 月以上 9 月未満	63	55	47	51	47
	9 月以上 12 月未満	64	56	48	52	48
	12 月以上	65	57	49	53	49
19	3 月未満	65	57	49	53	49
	3 月以上 6 月未満	66	58	50	54	50
	6 月以上 9 月未満	67	59	51	55	51
	9 月以上 12 月未満	68	60	52	56	52
	12 月以上	69	61	53	57	53
20	3 月未満	69	61	53	57	53
	3 月以上 6 月未満	70	62	54	58	54
	6 月以上 9 月未満	71	63	55	59	55
	9 月以上 12 月未満	72	54	56	60	56
	12 月以上	73	65	57	61	57
21	3 月未満	73	65	57	61	57
	3 月以上 6 月未満	74	66	58	62	58
	6 月以上 9 月未満	75	67	59	63	59
	9 月以上 12 月未満	76	68	60	54	60
	12 月以上	77	69	61	65	61

22	3 月未満	77	69	61	65	61
	3 月以上 6 月未満	78	70	62	66	62
	6 月以上 9 月未満	79	71	63	67	63
	9 月以上 12 月未満	80	72	54	68	54
	12 月以上	81	73	65	69	65
23	3 月未満	81	73	65	69	65
	3 月以上 6 月未満	82	74	66	70	66
	6 月以上 9 月未満	83	75	67	71	67
	9 月以上 12 月未満	84	76	68	72	68
	12 月以上	85	77	69	73	69
24	3 月未満	85	77	69	73	69
	3 月以上 6 月未満	86	78	70	74	70
	6 月以上 9 月未満	87	79	71	75	71
	9 月以上 12 月未満	88	80	72	76	72
	12 月以上	89	81	73	77	73
25	3 月未満	89	81	73	77	73
	3 月以上 6 月未満	90	82	74	78	74
	6 月以上 9 月未満	91	83	75	79	75
	9 月以上 12 月未満	92	84	76	80	76
	12 月以上	93	85	77	81	77
26	3 月未満	93	85	77	81	77
	3 月以上 6 月未満	94	86	78	82	78
	6 月以上 9 月未満	95	87	79	83	79
	9 月以上 12 月未満	96	88	80	84	80
	12 月以上	97	89	81	85	81
27	3 月未満	97	89	81	85	81
	3 月以上 6 月未満	97	90	82	86	81
	6 月以上 9 月未満	97	91	83	87	81
	9 月以上 12 月未満	97	92	84	88	81
	12 月以上	97	93	85	89	81
	3 月未満	97	93	85	89	81
	3 月以上 6 月未満	97	94	86	90	81

28	6 月以上 9 月未満		95	87	91	81
	9 月以上 12 月未満		96	88	92	81
	12 月以上		97	89	93	81
29	3 月未満		97	89		
	3 月以上 6 月未満		97	89		
	6 月以上 9 月未満		97	89		
	9 月以上 12 月未満		97	89		
	12 月以上		97	89		
30	3 月未満		97			
	3 月以上 6 月未満		97			
	6 月以上 9 月未満		97			
	9 月以上 12 月未満		97			
	12 月以上		97			
31	3 月未満		97			
	3 月以上 6 月未満		97			
	6 月以上 9 月未満		97			
	9 月以上 12 月未満		97			
	12 月以上		97			
32	3 月未満		97			
	3 月以上 6 月未満		97			
	6 月以上 9 月未満		97			
	9 月以上 12 月未満		97			
	12 月以上		97			

附 則（平成 19 年 3 月 30 日条例第 2 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 17 日条例第 4 号）

（施行期日等）

- この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第 18 条第 2 項第 1 号の規定を除く。）は、平成 19 年 4 月 1 日から、次項の規定は、平成 19 年 12 月 1 日から、それぞれ適用する。

(平成19年12月の勤勉手当支給率の特例)

- 2 改正後の条例の規定にかかわらず、再任用職員以外の職員について、平成19年12月1日を基準日とする勤勉手当の支給率は、100分の77.5(特定幹部職員にあつては、100分の97.5)とする。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 3 平成19年4月1日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けた職員又はその属する職務の級若しくはその受ける号給に異動のあった職員のうち、組合長が指定する職員に係る改正後の条例の規定によるその適用又は異動の日における号給は、組合長が別に定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員又はその属する職務の級若しくはその受ける号給に異動のあった職員のその適用又は異動の日における号給については、その適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いでその適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定及び第2項の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定及び第2項の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成21年3月26日条例第1号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月29日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年12月1日条例第6号)

改正 平成25年3月28日 条例第2号
(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第5条、第17条、第18条及び別表第1から別表第4までに係る改正規定 公布の日
 - (2) 第1条中第12条に係る改正規定及び第2条の規定 平成22年4月1日
(適用区分)
- 2 第1条の規定による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1から別表第4までの規定は、平成21年4月1日から適用する。
(平成21年12月の期末手当及び勤勉手当の特例)
- 3 改正後の条例の規定にかかわらず、特定管理職員及び再任用職員に対する平成21年12月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当の支給率は、次のとおりとする。
 - (1) 期末手当
 - ア 特定管理職員 100分の125
 - イ 再任用職員 100分の80
 - (2) 勤勉手当
 - ア 特定管理職員 100分の95
 - イ 再任用職員 100分の40
- 4 平成21年12月1日を基準日とする期末手当（以下「12月の期末手当」という。）の支給額は、改正後の条例第17条の規定又は前条の規定による支給率で計算して得られる額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月の期末手当は支給しない。
 - (1) 平成21年4月1日において職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月からこの条例の公布の日（以下「公布日」という。）の属する月の前日までの月数（同年4月1日から公布日の前日までの期間において、育児休業期間（秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第1号）の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、部分休業期間（秦野市伊勢原市

環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の規定により部分休業をしていた期間をいう。)又は介護休暇期間(秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定により介護休暇を受けていた期間をいう。)のある月は、その月数を減じた月数)を乗じて得た額
(2) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額
(給与の内払い)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合において、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成22年3月31日条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月1日条例第6号)

改正 平成23年12月1日 条例第1号

平成25年3月28日 条例第2号

平成28年3月31日 条例第4号

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 55歳を超える職員(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が5級以下であるもの、行政職給料表(2)の適用を受ける職員及び再任用職員を除く。)に対する給料月額を支給に当たっては、平成31年3月31日までの間、その職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、その職員に支給する給料月額から、その給料月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額(その額をその給料月額から減じた額がその職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、その給料月額をその職員の給料月額から減じた額)を減ずる。

(経過措置)

- 3 前項の適用を受ける職員に対する地域手当の支給に当たっては、その者の地域手当の月額から、同項の規定により減じる額に相当する額に地域手当の支給率を乗じて得た額を減ずる。
- 4 第2項の適用を受ける職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出並びにその職員に対する期末手当、勤勉手当及び退職者の給与の支給に当たっては、

前２項に準ずる。

（平成２２年１２月の期末手当及び勤勉手当の特例）

- ５ この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、職員に対する平成２２年１２月１日を基準日とする期末手当及び勤勉手当の支給率は、次のとおりとする。

（１） 期末手当

ア 特定管理職員 １００分の１１５

イ 特定管理職員又は再任用職員以外の職員 １００分の１３５

（２） 勤勉手当

ア 特定管理職員 １００分の８５

イ 再任用職員 １００分の３０

ウ 特定管理職員又は再任用職員以外の職員 １００分の６５

- ６ 平成２２年１２月１日を基準日とする期末手当の支給額は、改正後の条例第１７条の規定又は前項の規定による支給率で計算して得られる額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- （１） 平成２２年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの期間において職員以外の者又は職員であって適用される給料表欄並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（その期間に附則第２項を適用したとするならば給料月額の減額を受けることとなる職員及び秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成２５年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第２号）による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成１８年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第１号）附則第５項の規定による給料を支給される職員を除く。）からこれら以外の職員（以下「調整対象職員」という。）となった者にあつては、その調整対象職員となった日）において調整対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当の月額の合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額に、同月から公布日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から公布日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整

対象職員以外の職員であった期間、育児休業期間（秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成４年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第１号）の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、部分休業期間（秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の規定により部分休業をしていた期間をいう。）、介護休暇期間（秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和５１年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第６号）の規定により介護休暇を受けていた期間をいう。）又は停職期間（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２９条の規定により停職にされていた期間をいう。）のある月は、その月数を減じた月数）を乗じて得た額

給 料 表	職 務 の 級	号 給
行政職給料表 (１)	１ 級	１ 号給から ９ ６ 号給まで
	２ 級	１ 号給から ５ ７ 号給まで
	３ 級	１ 号給から ４ ０ 号給まで
	４ 級	１ 号給から ３ １ 号給まで
	５ 級	１ 号給から ３ １ 号給まで
	６ 級	１ 号給から ３ １ 号給まで
	７ 級	１ 号給から １ ６ 号給まで
	８ 級	１ 号給から ８ 号給まで
行政職給料表 (２)	１ 級	１ 号給から ９ ７ 号給まで
	２ 級	１ 号給から ８ ４ 号給まで
	３ 級	１ 号給から ５ ２ 号給まで
	４ 級	１ 号給から ３ ６ 号給まで
	５ 級	１ 号給から ３ １ 号給まで

(2) 平成２２年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額

(平成２２年４月１日前に５５歳に達した職員に関する読替え)

7 平成２２年４月１日前に５５歳に達した職員については、第２項中、「その職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日以後」とあるのは、「公布日以後」とする。

(給与の内払い)

8 改正後の条例の規定を適用する場合において、この条例の施行の日前に改

正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 2 3 年 1 2 月 1 日条例第 1 号）

改正 平成 2 5 年 3 月 2 8 日 条例第 2 号

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
（平成 2 3 年 1 2 月に支給する期末手当による調整）
- 2 平成 2 3 年 1 2 月 1 日を基準日とする期末手当の支給額は、第 1 7 条の規定による支給率で計算して得られる額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 平成 2 3 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 1 2 月 1 日までの期間において職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるもの（秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成 2 5 年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第 2 号）による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 1 8 年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第 2 号）附則第 5 項の規定の適用を受けない職員に限る。）がそれ以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けた給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に 1 0 0 分の 0 . 3 7 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間、育児休業期間、部分休業期間、介護休暇期間又は懲戒処分による停職期間のある月は、その月数を減じた月数）を乗じて得た額

給 料 表	職 務 の 級	号 給
行政職給料表 (1)	1 級	1 号給から 9 7 号給まで
	2 級	1 号給から 6 4 号給まで

	3 級	1 号給から 5 2 号給まで
	4 級	1 号給から 4 3 号給まで
	5 級	1 号給から 4 3 号給まで
	6 級	1 号給から 4 3 号給まで
	7 級	1 号給から 3 5 号給まで
	8 級	1 号給から 3 5 号給まで
行政職給料表 (2)	1 級	1 号給から 9 7 号給まで
	2 級	1 号給から 9 6 号給まで
	3 級	1 号給から 6 4 号給まで
	4 級	1 号給から 4 8 号給まで
	5 級	1 号給から 4 3 号給まで

(2) 平成 2 3 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 1 0 0 分の 0 . 3 7 を乗じて得た額

(給与の内払)

3 この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合において、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、この条例による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 2 5 年 3 月 2 8 日条例第 2 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則の規定による差額の給料（以下「経過措置額」という。）が支給される職員については、この条例の規定にかかわらず、平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間、経過措置額からその 2 分の 1 に相当する額（その額が 1 0 , 0 0 0 円を超える場合にあっては、1 0 , 0 0 0 円）を減じた額を給料として支給する。

附 則（平成 2 5 年 9 月 3 0 日条例第 4 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成26年12月3日条例第2号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第2項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 前項本文において、次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から適用する。

- (1) この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第2項、別表第1及び別表第2の規定 平成26年4月1日

- (2) 次項の規定 平成26年12月1日

(平成26年12月の勤勉手当支給率の特例)

- 3 改正後の条例の規定にかかわらず、職員に対する平成26年12月1日を基準日とする勤勉手当の支給率は、次のとおりとする。

- (1) 再任用職員以外の職員 100分の82.5（特定管理職員にあつては、100分の102.5）

- (2) 再任用職員 100分の37.5

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合において、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年3月31日条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 本組合の実施機関が行った処分に対する不服申立てのうち、この条例の施行の日前に行った処分に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日条例第4号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（平成27年12月の勤勉手当支給率の特例）

- 2 第1条の規定による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、職員に対する平成27年12月1日を基準日とする勤勉手当の支給率は、次のとおりとする。

(1) 再任用職員以外の職員 100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）

(2) 再任用職員 100分の40

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例による給与の内払とみなす。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（行政職給料表（1）における職務の級が6級以上である職員については、55歳に達した日以後における最初の4月1日（その職務の級が6級未満の職員が55歳に達した日以後における最初の4月1日以後にその職務の級が6級以上となった場合は、6級以上となった日）以後、その額から、その額に100分の1.5を乗じて得た額を減じた額）を給料として支給する。

- 5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認めるときは、組合長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 6 施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認めるときは、その職員には、組合長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

附 則（平成２８年１２月２２日条例第５号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から適用する。
 - (1) この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第１及び別表第２の規定
平成２８年４月１日
 - (2) 次項の規定 平成２８年１２月１日
（平成２８年１２月の勤勉手当支給率の特例）
- 2 改正後の条例の規定にかかわらず、職員に対する平成２８年１２月１日を基準日とする勤勉手当の支給率は、次のとおりとする。
 - (1) 再任用職員以外の職員 １００分の９０（特定管理職員にあっては、１００分の１１０）
 - (2) 再任用職員 １００分の４２．５
（給与の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合において、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成２９年３月３１日条例第１号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２９年４月１日（以下「施行日」という。）から適用する。

附 則（平成３０年３月５日条例第１号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から適用する。
 - (1) この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第１及び別表第２の規定
平成２９年４月１日
 - (2) 改正後の条例附則第１３項の規定 平成２９年１２月１日
（給与の内払）
- 2 改正後の条例附則第１３項並びに別表第１及び別表第２の規定を適用する場合には、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与

に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成３０年３月２９日条例第３号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例）

- 2 平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間におけるこの条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第７条第３項の規定の適用については、同項中

「（１） 前項第２号に規定する扶養親族 １名につき１０，０００円

（２） 前号以外の扶養親族 １名につき６，５００円 」とあ

るのは

「（１） 前項第１号に規定する扶養親族 １１，０００円

（２） 前項第２号に規定する扶養親族 １名につき７，５００円。ただし、２名までについては、それぞれ８，０００円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち１名については１０，０００円）

（３） 前２号以外の扶養親族 １名につき６，５００円 」

とする。

（平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例）

- 3 平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間における改正後の条例第７条第３項の規定の適用については、同項中

「（１） 前項第２号に規定する扶養親族 １名につき１０，０００円

（２） 前号以外の扶養親族 １名につき６，５００円 」とあ

るのは

「（１） 前項第１号に規定する扶養親族 ９，０００円

（２） 前項第２号に規定する扶養親族 １名につき８，５００円。ただし、２名までについては、それぞれ９，０００円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち１名については１０，０００円）

（３） 前２号以外の扶養親族 １名につき６，５００円 」

とする。

附 則（平成３０年１２月２７日条例第４号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から適用する。

- (1) この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定
平成30年4月1日

- (2) 改正後の条例附則第14項の規定 平成30年12月1日
(給与の内払)

- 2 改正後の条例附則第14項並びに別表第1及び別表第2の規定を適用する場合には、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和元年10月28日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

- 2 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

- 3 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和51年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(秦野市伊勢原市環境衛生組合人事行政の運営状況等の公表に関する条例の一部改正)

- 5 秦野市伊勢原市環境衛生組合人事行政の運営状況等の公表に関する条例（平成17年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附則（令和元年12月3日条例第2号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附則（令和元年12月27日条例第4号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から適用する。
 - (1) この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定
平成31年4月1日
 - (2) 改正後の条例附則第15項の規定 令和元年12月1日
（給与の内払）
- 2 改正後の条例附則第15項並びに別表第1及び別表第2の規定を適用する場合には、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和2年11月30日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月24日条例第2号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月30日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月24日条例第4号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月26日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（暫定再任用職員の給料月額に関する経過措置）
- 2 暫定再任用職員（秦野市伊勢原市環境衛生組合職員に関する条例（昭和36年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第4号）により適用される秦野市職

員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年秦野市条例第１５号）附則第５項、第６項、第１３項又は第１４項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、その暫定再任用職員が第１条の規定による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第５条の２に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この項から附則第４項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第４条第１項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、その暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- ３ 暫定再任用短時間勤務職員（秦野市伊勢原市環境衛生組合職員に関する条例により適用される秦野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第１３項又は第１４項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、その暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第５条の２の規定を適用する。
- ４ 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして新給与条例第１２条第２項、第１７条第３項、第１８条第２項第２号及び第１８条の４の規定を適用する。
- ５ 前３項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員について必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和４年１２月２６日条例第５号）
（施行期日等）

- １ この条例は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から適用する。
 - (１) この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第１及び別表第２の規定
令和４年４月１日
 - (２) 改正後の条例附則第１６項の規定 令和４年１２月１日
（給与の内払）
- ２ 改正後の条例附則第１６項並びに別表第１及び別表第２の規定を適用する場合には、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和５年１２月２０日条例第２号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項の改正規定、第21条第1項及び第2項の改正規定、第46条を第50条とし、第45条を第49条とし、第44条を第48条とし、第43条を第45条とし、同条の次に2条を加える改正規定、第42条の改正規定及び同条を第44条とする改正規定、第41条を第43条とし、第34条から第40条までを2条ずつ繰り下げる改正規定、第33条第1項の改正規定及び同条を第35条とする改正規定、第32条を第34条とする改正規定、第31条の次に2条を加える改正規定並びに別表第4及び第5の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 前項本文において、次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から適用する。

(1) この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2 令和5年4月1日

(2) 改正後の給与条例附則第25項及び第26項の規定 令和5年12月1日

(給与の内払)

3 改正後の給与条例附則第25項及び第26項並びに別表第1及び別表第2を適用する場合には、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和6年3月27日条例第3号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月19日条例第5号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条（秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例第17条第2項の表以外の部分及び第3項の改正規定、同条例第17条の3第1項第2号の改正規定、同条例第18条第2項第1号及び第2号の改正規定、同条例第19条第5項の改正規定、同条例附則に2項を加える改正規定並びに同条例別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）の規定は、令和7年4月1日から施行し、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 前項本文において、次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から適用する。

(1) この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2

令和6年4月1日

(2) 改正後の給与条例附則第27項及び第28項の規定 令和6年12月1日

（給与の内払）

3 改正後の給与条例附則第27項及び第28項並びに別表第1及び別表第2を適用する場合には、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。